

「個人情報の保護に関する法律に係るEU及び英国域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルールの一部を改正する告示（案）」に関する意見募集の結果について（案）

令和5年●月●日
個人情報保護委員会事務局

個人情報保護委員会においては、令和4年12月23日（金）から令和5年1月27日（金）まで、「個人情報の保護に関する法律に係るEU及び英国域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルールの一部を改正する告示（案）」につきまして、広く国民の皆様から御意見を募集しました。

その結果、この意見募集に対して、21の個人又は団体から延べ27件の御意見が寄せられ、これら御意見に対する当委員会の考え方について、別紙1及び別紙2のとおり取りまとめました。

御意見をお寄せいただいた皆様には感謝申し上げますとともに、引き続き当委員会の活動に御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。